第46回 定時株主総会
招集ご通知

日時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号　JPタワー4階
JPタワー　ホール＆カンファレンス
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更および継続の件

お土産に関するお知らせ

株主総会にご来場いただいた株主様へのお土産は用意しておりません。

全国保証株式会社

証券コード：7164

証券コード 7164
2026年６月3日
（電子提供措置の開始日　2026年５月27日）

株　主　各　位

東京都千代田区大手町二丁目１番１号
全国保証株式会社
代表取締役社長　青　木　裕　一

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに「第46回定時株主総会招集ご通知」として株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.zenkoku.co.jp/ir/library/library_general_meeting.html

　また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（全国保証）または証券コード（7164）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2026年６月18日（木曜日）の午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1．日　　時　2026年６月19日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前９時）

2．場　　所　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　ＪＰタワー４階
ＪＰタワー ホール＆カンファレンス

3．会議の目的事項

報 告 事 項

1．第46期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第46期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更および継続の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

(2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。

(3) インターネット等により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。

(4) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な行使として取扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
・連結計算書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
・計算書類のうち、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎当日は、節電への対応として、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。



当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時

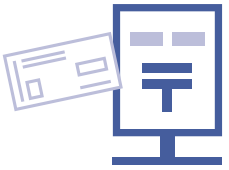

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後5時

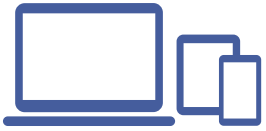

インターネット等による議決権行使

次頁の案内をご参照いただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後5時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

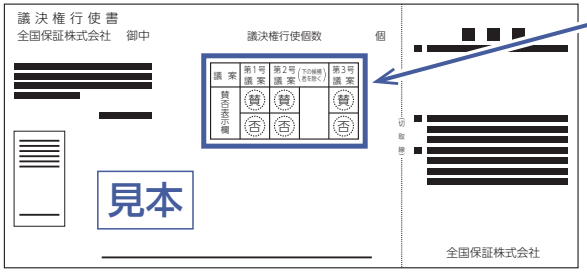

各議案の賛否をご表示ください。

第１、３号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」**の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」**の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ **「賛」**の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ **「否」**の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ **「賛」**の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等※による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

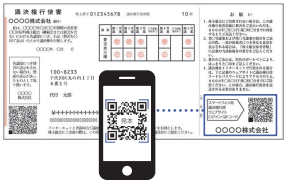

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

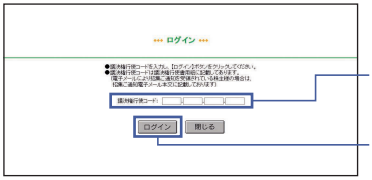

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

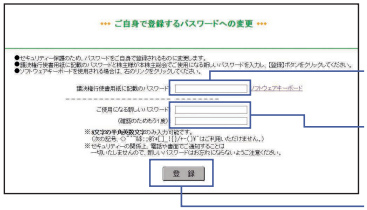

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

●行使期限は、2026年６月18日（木曜日）午後５時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。
●インターネットにより重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
●議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使として取扱います。
●パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
●インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。
・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

ご不明な点は、株主名簿管理人である**三井住友信託銀行株式会社**までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
電話番号 0120−652−031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前９時～午後９時）
(2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先
電話番号 0120−782−031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く））

※議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会ライブ配信のご案内

株主の皆様に限定し、インターネットによるライブ配信を行います。なお、本ライブ配信はご視聴のみとなりますので、あらかじめインターネットなどにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 配信日　2026年６月19日（金）

午前10時から株主総会閉会まで
※午前９時からログインが可能です

2. 当日の視聴方法

以下のURLまたはQRコードよりライブ配信用ウェブサイトにアクセスしてください。本ライブ配信のアクセス先およびID・パスワードは次のとおりです。

ライブ配信用ウェブサイト

https://v.srdb.jp/7164/2026soukai/

ID：　　**パスワード：**

3. ライブ配信を視聴される株主様へのご注意事項

- ライブ配信をご視聴されましても、会社法上、株主総会への出席とは認められておりません。
  また、ライブ配信において議決権の行使および本総会の決議事項に関するご質問等はできません。
  そのため4頁および5頁のご案内に従って、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ライブ配信は、システムトラブル等のためにご視聴できない場合があります。
  また、通信環境の影響により、画像や音声の乱れあるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。
- ライブ配信をご視聴される際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ライブ配信の視聴者は当社株主様に限定させていただきます。
- ライブ配信におけるIDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ライブ配信の映像や音声データを複製、公開および転載することや第三者に提供することを禁止いたします。

ライブ配信の接続に関するお問い合わせ先

宝印刷株式会社（ライブ配信サポート）
03−6738−6344
受付日時 ６月19日（金）（株主総会当日）午前９時から株主総会終了まで

4. 株主総会へご出席される株主様へのご案内

- ご来場の株主様のプライバシーに配慮し、映像は議長席および役員席付近のみとなります。
- 会場内における質疑応答の際は、個人を特定した撮影や名前の読み上げは行いません。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、住宅ローン保証会社として強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金75円　総額9,986,563,125円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年６月22日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

債務保証積立金　13,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　13,600,000,000円

第２号議案　取締役９名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（９名）は任期満了となり、取締役石川英治氏は本株主総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、９名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】取締役候補者一覧

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	青木（あおき）　裕一（ゆういち）	再任	代表取締役社長 （監査部担当）	15回／15回 （100%）
2	山口（やまぐち）　隆（たかし）	再任	専務取締役 （コンプライアンス・リスク統括部、総務部、人事部、経理部、システム部担当）	15回／15回 （100%）
3	浅田（あさだ）　慶一（けいいち）	再任	取締役 （保証企画部、営業統括部、本支店担当）	15回／15回 （100%）
4	米田（よねた）　典由（のりよし）	再任	取締役 （業務統括部、審査部、債権管理部担当）	15回／15回 （100%）
5	水口（みずぐち）　耕（こう）	再任	取締役経営企画部長 （経営企画部担当）	14回／15回 （93.3%）
6	上條（かみじょう）　正仁（まさひと）	再任　社外　独立	取締役	15回／15回 （100%）
7	永島（ながしま）　義郎（よしろう）	再任　社外　独立	取締役	15回／15回 （100%）
8	今戸（いまど）　智恵（ともえ）	再任　社外　独立	取締役	15回／15回 （100%）
9	井村（いむら）　牧（まき）	新任　社外　独立	―	―



所有する当社の株式の数
27,568株

取締役在任期間
11年

取締役会出席回数
15回／15回(100%)

候補者番号
1

青木　裕一（あおき　ゆういち）

（1971年９月10日生）

再任

略歴および当社における地位

2002年 8 月　当社入社
2011年 6 月　同　経営企画部長
2013年 6 月　同　執行役員経営企画部長
2014年12月　株式会社全国ビジネスパートナー監査役
2015年 6 月　当社取締役管理本部長兼経営企画部長
2018年 6 月　同　常務取締役管理本部長兼経営企画部長
2020年 2 月　同　常務取締役管理本部長
　　東和信用保証株式会社（現　みのり信用保証株式会社）代表取締役社長
2021年 3 月　筑波信用保証株式会社代表取締役社長
2023年 4 月　当社代表取締役社長管理本部長
2023年 7 月　同　代表取締役社長（現任）

当社における担当

監査部担当

取締役候補者とした理由

青木裕一氏は、代表取締役社長として経営の指揮および監督を適切に行い、経営陣のリーダーとして手腕を発揮しております。また、業務執行の責任者である社長を務め、会社における全ての業務執行を指揮・統括し、会社の経営計画遂行に貢献しており、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
56,467株

取締役在任期間
15年

取締役会出席回数
15回／15回(100%)

候補者番号
2

やまぐち　たかし
山口　隆　(1970年1月3日生)

再任

略歴および当社における地位

1995年11月　当社入社
2002年 4 月　同　名古屋支店長
2006年 6 月　同　執行役員名古屋支店長
2007年 4 月　同　執行役員本店長
2009年 2 月　同　執行役員経営企画部長
2010年 4 月　株式会社全国ビジネスパートナー監査役
2011年 6 月　当社取締役業務本部長
2016年 6 月　同　常務取締役業務本部長
2018年 6 月　同　専務取締役業務本部長
2018年12月　株式会社ＹＵＴＯＲＩ債権回収（現　あけぼの債権回収株式会社）代表取締役社長（現任）
2020年 6 月　株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長
2023年 7 月　当社専務取締役（現任）

当社における担当

コンプライアンス・リスク統括部、総務部、人事部、経理部、システム部担当

重要な兼職の状況

あけぼの債権回収株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

山口隆氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、システム開発を通じた業務効率化や従業員エンゲージメント向上に向けた各種施策に貢献しており、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
4,203株

取締役在任期間
8年

取締役会出席回数
15回／15回(100%)

候補者番号
3

浅田（あさだ）　慶一（けいいち）　（1961年8月22日生）

再任

略歴および当社における地位

1984年 4 月　株式会社日本債券信用銀行（現　株式会社あおぞら銀行）入行
2013年 7 月　株式会社あおぞら銀行執行役員兼関西支店長
2014年 4 月　同　執行役員ビジネスバンキング本部長
2016年 7 月　株式会社ジーライオン取締役副社長
　　株式会社モトーレン阪神取締役副会長
2018年 2 月　当社入社　執行役員営業本部副本部長
2018年 6 月　同　取締役営業本部長
2020年 6 月　株式会社全国ビジネスパートナー取締役
2022年 6 月　四国総合信用株式会社取締役（現任）
2023年 6 月　株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長
　　みのり信用保証株式会社代表取締役社長（現任）
2023年 7 月　当社取締役（現任）
2025年 2 月　三重総合信用株式会社代表取締役社長（現任）

当社における担当

保証企画部、営業統括部、本支店担当

重要な兼職の状況

みのり信用保証株式会社代表取締役社長
三重総合信用株式会社代表取締役社長
四国総合信用株式会社取締役

取締役候補者とした理由

浅田慶一氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、商品企画・開発、新規取引先の開拓、既存取引先との関係強化および営業担当者の育成などを通して営業基盤の拡大に貢献しており、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
81,808株

取締役在任期間
2年

取締役会出席回数
15回／15回(100%)

候補者番号
4

米田（よねた） 典由（のりよし）

（1975年10月25日生）

再任

略歴および当社における地位

2000年 4 月　当社入社
2005年 4 月　同　経理部長
2006年 4 月　同　財務部長
2009年 2 月　同　本店副本店長
2009年10月　同　札幌支店長
2012年 2 月　同　総務部長
2016年 2 月　同　業務企画部長兼法務室長
　　株式会社全国ビジネスパートナー取締役
2018年 6 月　当社執行役員業務企画部長兼法務室長
2020年 4 月　同　執行役員業務企画部長
2022年10月　同　執行役員業務統括部長
2024年 6 月　同　取締役業務統括部長
　　株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長（現任）
2026年 4 月　当社取締役（現任）

当社における担当

業務統括部、審査部、債権管理部担当

重要な兼職の状況

株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長

取締役候補者とした理由

米田典由氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、IT・DXなどの新しい技術や仕組みを導入するなど、業務効率化に貢献しており、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
14,874株

取締役在任期間
2年

取締役会出席回数
14回／15回(93.3%)

候補者番号
5

みずぐち　こう
水口　耕　(1974年11月15日生)

再任

略歴および当社における地位

2006年 2 月　当社入社
2020年 2 月　同　経営企画部長
　　みのり信用保証株式会社取締役
2021年 3 月　筑波信用保証株式会社取締役
2022年 6 月　当社執行役員経営企画部長
2024年 6 月　同　取締役経営企画部長（現任）
　　ちば興銀カードサービス株式会社代表取締役社長（現任）

当社における担当

経営企画部担当

重要な兼職の状況

ちば興銀カードサービス株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

水口耕氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、当社グループの経営管理やM＆A・投資などによる基幹事業拡大および周辺事業への進出に貢献しており、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
3,163株

取締役在任期間
8年

取締役会出席回数
15回／15回(100%)

候補者番号
6

上條　正仁（かみじょう　まさひと）

（1954年７月12日生）

再任　社外　独立

略歴および当社における地位

1977年 4 月　株式会社協和銀行（現　株式会社りそな銀行）入行
2006年 6 月　株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員営業サポート本部長兼資金証券部担当
2008年 6 月　株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員コーポレートビジネス部担当兼法人ソリューション営業部担当兼公共法人部担当
2009年 6 月　株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長
株式会社りそなホールディングス執行役グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理）担当
2014年 4 月　株式会社埼玉りそな銀行取締役会長
2015年 4 月　りそな総合研究所株式会社理事長
2015年 6 月　伯東株式会社社外取締役
2016年 6 月　クラリオン株式会社社外取締役
2018年 6 月　当社社外取締役（現任）
2021年 3 月　ミラバイオロジクス株式会社社外監査役（現任）
2024年 6 月　AZ-COM丸和ホールディングス株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

ミラバイオロジクス株式会社社外監査役
AZ-COM丸和ホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

上條正仁氏は、大手金融機関の代表取締役社長を務めるなど、金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する助言、監督をいただいております。以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2018年６月より当社の社外取締役に就任しており、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約８年となりますが、当社からの独立性を維持していることから、引き続き選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
2,883株

取締役在任期間
8年

取締役会出席回数
15回／15回(100%)

候補者番号
7

永島　義郎（ながしま　よしろう）

（1952年４月７日生）

再任　社外　独立

略歴および当社における地位

1975年 4 月　株式会社三菱銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）入行
2002年 5 月　株式会社東京三菱銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）虎ノ門支社長
2004年 6 月　東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代表取締役社長
2005年10月　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役副社長
2009年 6 月　日本カーバイド工業株式会社常勤監査役
2016年 6 月　株式会社カナデン社外取締役（現任）
2018年 6 月　当社社外取締役（現任）
2018年12月　株式会社ＹＵＴＯＲＩ債権回収（現　あけぼの債権回収株式会社）監査役（現任）
2019年 9 月　株式会社ナカシマホールディングス社外取締役
2020年 6 月　株式会社全国ビジネスパートナー監査役
2021年 3 月　筑波信用保証株式会社監査役（現任）
2022年 1 月　株式会社ネットラーニングホールディングス社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社カナデン社外取締役（2026年6月23日付退任予定）
あけぼの債権回収株式会社監査役
筑波信用保証株式会社監査役
株式会社ネットラーニングホールディングス社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

永島義郎氏は、事業会社の取締役・監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する助言、監督をいただいております。以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2018年６月より当社の社外取締役に就任しており、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約８年となりますが、当社からの独立性を維持していることから、引き続き選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
- 株

取締役在任期間
6年

取締役会出席回数
15回／15回(100%)

候補者番号
8

今戸（いまど） 智恵（ともえ）

(1975年3月3日生)

再任　社外　独立

略歴および当社における地位

2003年10月　弁護士登録
　　森・濱田松本法律事務所入所
2008年 4 月　外務省入省　国際法局経済条約課　課長補佐
2010年 7 月　奥野総合法律事務所入所
2019年 1 月　三浦法律事務所入所パートナー弁護士（現任）
2019年 7 月　ワンビ株式会社社外監査役
2020年 6 月　当社社外取締役（現任）
2022年 6 月　株式会社カナデン社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

三浦法律事務所パートナー弁護士
株式会社カナデン社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

今戸智恵氏は、法律事務所に長年従事され、弁護士として豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務遂行に対する助言、監督をいただいております。以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏はこれまで直接会社の経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。なお、同氏は、2020年６月より当社の社外取締役に就任しており、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約６年となりますが、当社からの独立性を維持していることから、引き続き選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
- 株

取締役在任期間
- 年

取締役会出席回数
- 回／- 回(- %)

候補者番号
9

井村（いむら）　牧（まき）　(1960年２月20日生)

新任　社外　独立

略歴および当社における地位

1985年 7 月　グレイ大広株式会社（現　株式会社グレイワールドワイド）入社
1989年 4 月　電通バーソン・マーステラ株式会社（現　株式会社バーソン・コーン＆ウルフ・ジャパン）入社
1998年 7 月　株式会社電通パブリックリレーションズ（現　株式会社電通PRコンサルティング）グローバルアカウント部部長
2004年 5 月　ビザ・ワールドワイド株式会社（現　ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社）シニア・バイスプレジデント兼コーポレート・コミュニケーション本部長
2009年10月　日本ロレアル株式会社取締役副社長兼コーポレート・コミュニケーション本部長
2019年 6 月　株式会社タナベコンサルティンググループ社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年 6 月　株式会社Fast Fitness Japan社外取締役（監査等委員）
株式会社AFJ Project監査役

重要な兼職の状況

株式会社タナベコンサルティンググループ社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

井村牧氏は、事業会社のコーポレート部門の要職や副社長を務め、コーポレート・コミュニケーションに関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの経験と見識を当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等に生かしていただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと判断し、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

取締役スキルマトリックス

氏名	属性	特に期待する役割						
		企業経営	金融	リスク管理	財務・会計	法務	営業	商品企画
青　木　　裕　一		●	●	●	●			
山　口　　隆			●	●	●	●		
浅　田　　慶　一			●				●	●
米　田　　典　由			●	●				
水　口　　耕			●		●			
上　條　　正　仁	社外 独立	●	●	●	●			
永　島　　義　郎	社外 独立	●	●		●			●
今　戸　　智　恵	社外 独立			●		●		
井　村　　牧	社外 独立						●	●

（注）1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．上條正仁氏、永島義郎氏、今戸智恵氏および井村牧氏は、社外取締役候補者であります。
3．取締役との責任限定契約について、当社は有能な取締役を迎えられるよう、また期待される役割を充分発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で取締役としての任務を怠ったことによる当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を、会社法第427条第１項に基づき、当社定款に定めております。
これにより、当社は、上條正仁氏、永島義郎氏および今戸智恵氏との間で上記契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記契約を継続する予定であります。また、井村牧氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記契約を締結する予定であります。上記契約の内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、200万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。
4．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5．永島義郎氏は、当社の子会社であるあけぼの債権回収株式会社および筑波信用保証株式会社の監査役（現任）であります。なお、同氏は当社の子会社である株式会社全国ビジネスパートナーの監査役でありましたが、2021年3月31日をもって退任しております。
6．当社は、上條正仁氏、永島義郎氏および今戸智恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。また、井村牧氏の選任が承認された場合、同氏についても同様に独立役員として届出を行う予定であります。
7．取締役候補者の所有する当社の株式の数には、全国保証役員持株会における本人の持分を含めております。

第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更および継続の件

１．提案の理由および変更を相当とする理由

当社は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象として信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認いただき（かかるご承認の決議を以下「前回決議」といいます。）、現在に至るまで本制度を運用しております。

前回決議では、次頁に記載のとおり、当社の中期経営計画の対象となる期間を3事業年度以内とすることを前提に、本制度による報酬につき決議をいただいておりましたが、今般、2026年４月１日から2031年３月31日までの5事業年度を対象とする中期経営計画「Go for 50」を策定いたしましたので、これに伴い、本制度による報酬につき次頁に記載のとおり変更することに関してご承認をお願いする次第です。本制度の詳細につきましては、次頁に記載の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。新しい中期経営計画の対象となる期間においても本制度による報酬はかかる目的に適うものですので、本議案の内容は相当であると考えております。

当社は、2026年5月18日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その概要は22頁に記載のとおりです。）を変更しております。本議案は当該方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容となっており、この観点からも相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2．本制度変更の内容等

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

前回決議では、当社の中期経営計画の対象となる期間が3事業年度以内の期間であることを前提に、当社の中期経営計画の対象となる期間を「対象期間」とし（ただし、前回決議の時点においては2020年4月１日から2023年3月31日までの3事業年度を対象とする中期経営計画の最初の事業年度が既に終了していたため当初の対象期間は2021年4月1日から2023年3月31日までの2事業年度）、当初の対象期間終了後、当社は、前回決議に基づき、上記「対象期間」を3事業年度（2023年4月1日から2026年3月31日までの3事業年度を対象とする中期経営計画「Next Phase」に対応する期間）延長いたしました。

その後、当社は、上記のとおり、2026年4月1日から2031年3月31日までの5事業年度を対象とする中期経営計画「Go for 50」を策定いたしました。そのため、上記「対象期間」について、取締役会の決定により、5事業年度以内の期間（当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応する事業年度の期間とします。）を都度定めて延長できる（以降も同様とします。）と変更したうえで、今般「対象期間」を5事業年度（2026年4月1日から2031年3月31日まで）延長いたします。

上記の点以外は、前回決議にてご承認いただいた内容から変更ございません。変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間（今回延長分）	2026年4月1日から2031年3月31日までの5事業年度（ただし、取締役会の決定により、5事業年度以内の期間を都度定めて延長することができる。）
③ ②の延長分の対象期間（5事業年度）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金500百万円（ただし、対象期間を延長した場合における当該延長した期間においては、当該延長分の期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額）
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり40,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位および中期経営計画における計画値の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

【変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要】

1．報酬制度の概要

（1）業務執行取締役

当社の業務執行取締役に対する報酬等は、職責の大きさに応じた役位ごとの基本報酬と業績等によって変動する業績連動報酬等で構成し、業績連動報酬等は金銭で支給する業績連動賞与と株式により支給する業績連動型株式報酬等により構成します。

業務執行取締役が業績や株価の変動による利益意識を株主の皆様と共有し、企業価値増大に対する意識を強化するため、報酬等の一部として業績連動報酬等を含めます。

（2）社外取締役

社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した客観的な立場から業務執行の妥当性を判断し、監督機能を適正に確保する観点から、基本報酬のみの体系とします。

2．報酬制度の決定プロセス

取締役の報酬等の決定方法は、取締役会が指名・報酬委員会に諮問のうえ、助言・提言を踏まえて決定し、その決定権限は取締役会が有します。指名・報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役２名、社内取締役１名の合計３名で構成します。

3．連動指標

当社は、事業の持続的発展のため、短期的には単年度のEPS（1株当たり当期純利益)、中長期的には保証債務残高、ROE（自己資本利益率)、従業員満足度の経営指標を重視しております。したがって、業績連動報酬等に係る指標として、短期インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動賞与はEPS、中長期的インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動型株式報酬等は保証債務残高、ROE、従業員満足度を連動指標とします。

4．報酬等に占める業績連動報酬等の割合

当社の取締役に対する報酬等の構成割合は以下のとおりです。

役員区分	基本報酬	業績連動報酬等	
		賞与	株式
業務執行取締役	60%	20%	20%
社外取締役	100%	-	-

※業務執行取締役の報酬等の構成割合は、業績連動報酬等における業績指標計画値の達成状況が100%の場合の割合を示す。

以　上

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過および成果

（1）経済環境および事業環境

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や、個人消費に持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調が続きました。一方、先行きにつきましては、米国の通商政策や不安定な国際情勢などの影響から、依然として不透明な状況が続いております。

住宅市場につきましては、住宅価格の高止まりが消費者の購入意欲の下振れにつながり、新設住宅着工戸数は前年同期比で減少しました。一方で、中古住宅の取引件数は、都市部を中心に前年同期比で増加しました。住宅ローン市場につきましては、住宅価格上昇の影響などによる借入金額の増加もあり、底堅い動きとなりました。

（2）事業の概況

このような事業環境のもと、当社グループは2023年度より開始した中期経営計画「Next Phase～成長と価値創造～」の最終年度として基本方針である「基幹事業の拡大」、「周辺事業への進出」ならびに「企業価値の向上」に基づき各種施策に取り組んでまいりました。

【基幹事業の拡大】

基幹事業の拡大におきましては、新規住宅ローン市場での保証事業拡大および既存住宅ローン市場からの保証債務残高獲得に取り組みました。新規住宅ローン市場での保証事業拡大につきましては、当期より導入した営業拠点を東西に区分するエリア制度を活用し、地域特性の分析や需要の探索を行うなど、提携金融機関のニーズに即した商品提供の実現に向けた営業活動に取り組みました。既存住宅ローン市場からの保証債務残高獲得につきましては、同業他社のM&AやABL貸付等に取り組み、当期においてはABL貸付により保証債務残高を積み上げました。

これらの取り組みの結果、保証債務残高は中期経営計画の目標値19.0兆円を上回り、21.4兆円となりました。

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
新規保証実行金額	1兆5,730億円	1兆7,164億円	1兆7,889億円	1兆9,194億円
既存住宅ローン市場からの獲得	1,374億円	8,548億円	1兆2,170億円	1兆6,736億円
期末保証債務残高	16兆1,560億円	17兆6,888億円	19兆4,591億円	21兆4,294億円

【周辺事業への進出】
周辺事業への進出におきましては、案件チャネルの獲得として、不動産検索サイトや不動産会社等と連携し、物件検討前に借入可能額が把握できるサービスの提供を行いました。
また、当期においてシナジー効果が期待できる企業２社との資本業務提携契約を締結したほか、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）を通じたスタートアップ企業への出資を３社行いました。
そのほか、グループ会社を活用した債権管理回収分野の収益源拡大に継続して取り組み、当期において1機関との業務提携に至りました。

【企業価値の向上】
企業価値の向上におきましては、資本政策の取り組みとして、周辺事業への進出に向けた成長投資を実施したほか、株主還元施策として配当性向を段階的に49%まで引き上げました。また、前連結会計年度に続き、当期においても69億円の自己株式取得を実施しました。
そのほか、従業員満足度向上に向けた施策や従業員の健康増進施策に取り組むなど、人的資本への投資を進めました。これらの取り組みの結果、従業員満足度は4.9点（7点満点）となり、前回調査から継続して向上しました。

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
配当性向	36%	41%	45%	49%
自己株式取得	- 円	- 円	69億円	69億円
ROE	14.6%	13.4%	13.8%	13.4%
従業員満足度	- 点	4.67点	4.75点	4.90点

こうした取り組みの結果、営業収益は58,739百万円（前期比3.1％増）、営業利益は41,382百万円（前期比1.4％減）、経常利益は46,554百万円（前期比4.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は32,526百万円（前期比1.4％増）となりました。

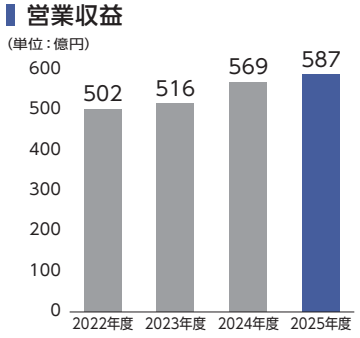

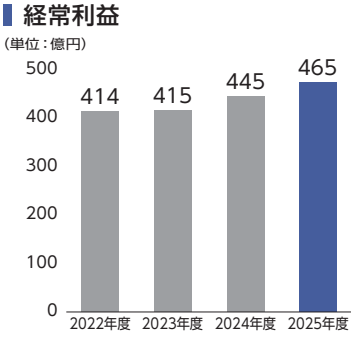

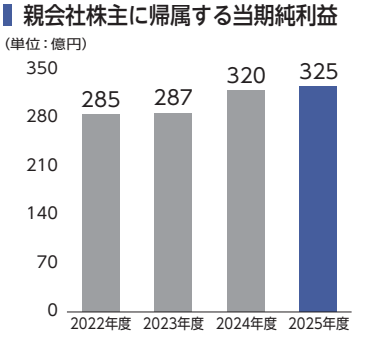

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、住宅価格の高止まり、金利環境の変化、物価上昇に伴う家計負担の増加等により、住宅取得環境は厳しさを増しております。また、長期的には、人口・世帯数の減少により新築住宅市場の縮小が見込まれるなど、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。

このような環境のもと、当社グループは、10年後のありたい姿からバックキャストし、2026年度から2030年度までを対象とする新中期経営計画「Go for 50　保証の力で未来をひらく」を策定いたしました。

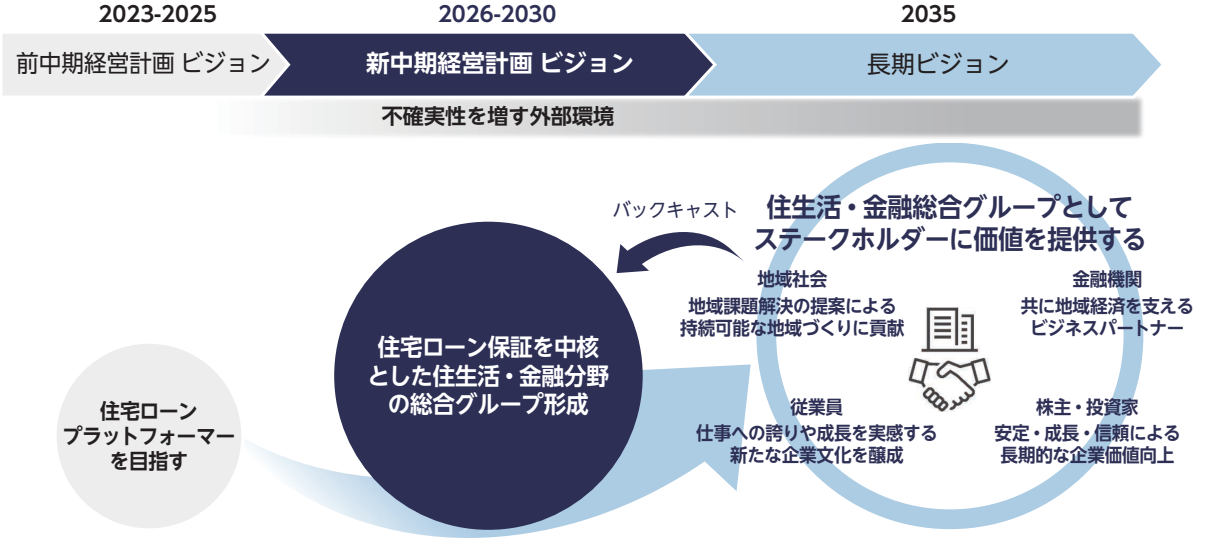

本計画では、「住宅ローン保証を中核とした住生活・金融分野の総合グループ形成」をビジョンとして掲げており、「基幹事業の成長と進化」、「新たな収益の獲得」、「人材・組織・ガバナンス強化」、「資本政策」の4つの基本方針を定めております。

当社グループは、本計画の達成が中長期的な企業価値向上につながるものと認識しており、以下のとおり取り組んでまいります。

新中期経営計画2026-2030 **Go for 50 保証の力で未来をひらく**

新中期経営計画の最終年度である2031年2月に50周年を迎える
これまでに培った信用保証事業を礎に住生活分野での新たな価値創造に向かう意思を込めている

ビジョン

住宅ローン保証を中核とした住生活・金融分野の総合グループ形成

基本方針

I	II	III	IV
基幹事業の成長と進化	**新たな収益の獲得**	**人材・組織・ガバナンス強化**	**資本政策**
■ ソリューション提供による規模拡大 ■ 規模拡大とコスト管理によるEPS向上	■ 住生活グループ形成 ■ 資産運用の利回り改善	■ 人的資本の価値向上・組織力強化 ■ グループガバナンス強化	■ 資本活用と資本効率向上 ■ 株主還元

【基幹事業の成長と進化】

国内の住宅ローン市場の規模は大きく、当社グループにはさらなる成長余地があるものと認識しております。

基幹事業である信用保証事業につきましては、新規住宅ローン市場における保証事業の拡大と、既存住宅ローン市場における保証債務残高の獲得の両面から、規模拡大を目指してまいります。

新規住宅ローン市場においては、提携金融機関とのリレーションを一層強化するとともに、市場ニーズを捉えた商品やDXサービス等のソリューションを提供することで、金融機関の課題解決を図ります。また、既存住宅ローン市場においては、同業他社のM&AやABL貸付等の手法を活用し、保証債務残高の積み上げに取り組んでまいります。

加えて、保証事業の収益拡大と与信関連費用等のコスト管理を徹底することで、EPS（１株当たり当期純利益）の向上に取り組んでまいります。

【新たな収益の獲得】
　長期的に住宅市場の縮小が見込まれるなか、当社グループが持続的な成長を実現するためには、収益源の多様化が重要な課題であると認識しております。
　この認識のもと、住宅ローン保証を中核に、住宅ローンの周辺領域および住生活・金融分野へ事業領域を拡大し、新たな収益機会の獲得を目指します。具体的には、M&A、資本業務提携、CVCを通じたスタートアップ企業への出資、グループ会社間の連携強化等を通じて、事業領域の拡大を進めてまいります。
　また、金利ある世界への移行を踏まえ、資金の性質およびリスクに応じた金融資産ポートフォリオを構築し、資産運用の利回り改善にも取り組むことで、安定的な収益基盤の強化を図ってまいります。

【人材・組織・ガバナンス強化】
　住生活・金融分野の総合グループ形成を実現するためには、それを支える人材、組織およびガバナンスの強化が不可欠であると認識しております。
　人材面につきましては、専門人材の育成、多様な働き方の推進、健康増進施策の充実等を通じて、従業員一人ひとりが能力を発揮できる環境整備を進めるほか、組織面につきましては、業務別人員構成の見直しや業務効率化、職場環境の適正化を図ってまいります。
　また、グループ会社の増加や事業領域の拡大を見据え、コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ、個人情報保護等の体制を強化し、グループ経営の実効性を高めてまいります。

【資本政策】
　各種施策を実現するためには、信用保証事業に必要な財務基盤を確保しつつ、資本効率を高めることが重要であると認識しております。成長投資につきましては、基幹事業の拡大や住生活関連分野への投資に活用する方針とし、株主還元につきましては、継続的かつ安定的な配当を基本としつつ、自己株式の取得についても成長投資の状況に応じて機動的に実施してまいります。
　これらにより、成長投資と株主還元のバランスを図りながら、ROEの維持・向上および中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

当社グループは、対処すべき課題への取り組み状況を定量的に把握するため、2030年度に目指すべき主要KPIを設定しております。

	2025年度実績	2026年度計画	2030年度KPI	目的
保証債務残高	21.4兆円	22.5兆円	27.3兆円	基幹事業の規模
EPS	243.70円	246.12円	298.0円	収益性・成長性
ROE	13.4%	14%	12−15%	資本効率性
従業員満足度	4.9点	4.9点以上	4.9点以上	人的資本投資

当社グループは、新中期経営計画「Go for 50　保証の力で未来をひらく」の着実な実行を通じて、主要KPIの達成と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2．財産および損益の状況の推移

（1）企業集団の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区　分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	50,272	51,638	56,972	58,739
経常利益	41,456	41,581	44,518	46,554
親会社株主に帰属する当期純利益	28,584	28,796	32,089	32,526
1株当たり当期純利益	207円98銭	209円54銭	236円54銭	243円70銭
純資産	205,619	225,082	238,678	245,148
総資産	442,945	466,618	492,398	500,831

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2．当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を2024年度の期首から適用しております。

（2）当社の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区　分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	49,242	50,580	54,806	55,855
経常利益	40,852	40,972	44,981	45,071
当期純利益	28,180	27,895	31,714	31,546
1株当たり当期純利益	205円04銭	202円98銭	233円78銭	236円37銭
純資産	203,764	222,291	235,493	240,911
総資産	435,692	458,260	474,570	483,984

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2．当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を2024年度の期首から適用しております。

3．設備投資の状況

該当事項はございません。

4．資金調達等についての状況

該当事項はございません。

5．事業の譲渡等の状況

（1）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

（2）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

（3）他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度における、株式の取得または処分の状況は以下のとおりです。

会社名	取得株式数	出資比率	取得年月日
株式会社インテリックスホールディングス	2,050,000株	20.55%	2026年３月17日

（4）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

【完全子会社間の吸収合併】

当社の完全子会社である筑波信用保証株式会社と東北保証サービス株式会社は、2026年３月１日付で筑波信用保証株式会社を存続会社、東北保証サービス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

6．主な事業内容

事業区分	区　分
信用保証事業	住宅ローン保証 教育ローン保証 カードローン保証

7．主要な事業所

区　分	店舗名・会社名	所　在　地
当　社	本社	東京都千代田区
	本店営業第一部	東京都千代田区
	本店営業第二部	東京都千代田区
	札幌支店	北海道札幌市北区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	新潟営業所	新潟県新潟市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
	金沢支店	石川県金沢市
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	広島支店	広島県広島市中区
	高松営業所	香川県高松市
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	宮崎営業所	宮崎県宮崎市
子会社	株式会社全国ビジネスパートナー	東京都江東区
	あけぼの債権回収株式会社	東京都中央区
	みのり信用保証株式会社	東京都中央区
	筑波信用保証株式会社	茨城県つくば市
	ちば興銀カードサービス株式会社	千葉県千葉市中央区
	三重総合信用株式会社	三重県松阪市

8．従業員の状況

（1）企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
378名	9名（増）

（注）1．従業員とは執行役員６名を含む正社員を指し、従業員数は当社グループへの出向者２名を含みます。
2．従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計159名を含んでおりません。

（2）当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
319名	14名（増）	38.7歳	11年0ヶ月

（注）1．従業員とは執行役員６名を含む正社員を指し、社外への出向者18名を含んでおりません。
2．従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計97名を含んでおりません。

9．主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
シンジケートローン	30,000百万円

（注）シンジケートローンは、銀行３行の協調融資によるものです。

10．重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社全国ビジネスパートナー	9百万円	100%	事務の請負・受託・代行業
あけぼの債権回収株式会社	516百万円	100%	債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業
みのり信用保証株式会社	495百万円	100%	信用保証事業
筑波信用保証株式会社	91百万円	100%	信用保証事業
ちば興銀カードサービス株式会社	100百万円	100%	信用保証事業、クレジットカード事業
三重総合信用株式会社	40百万円	100%	信用保証事業

(注) 筑波信用保証株式会社は2026年3月1日付にて東北保証サービス株式会社を吸収合併いたしました。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(4) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社インテリックスホールディングス	413百万円	20.57%	グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務

(注) 1．株式会社インテリックスホールディングスは新設会社であり、2026年5月15日までに基準日の設定がないため、議決権比率は、完全子会社である株式会社インテリックスの2025年11月30日現在の総株主の議決権の数（81,649個）に、本第三者割当により増加する議決権の数（18,000個）を加算した議決権の数（99,649個）に基づいて算出した数値であります。

2．グループ中核企業である株式会社インテリックスは主に中古マンションのリノベーション事業を行っております。

11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

１．発行可能株式総数

320,000,000株

２．発行済株式の総数

137,743,580株

３．当事業年度末の株主総数

117,463名

４．大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,625,600	11.73
富国生命保険相互会社	12,400,000	9.31
明治安田生命保険相互会社	12,400,000	9.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,801,600	7.36
太陽生命保険株式会社	8,542,000	6.41
STATE　STREET　BANK　AND　TRUST　COMPANY　505001	3,906,961	2.93
BBH　FOR　FIDELITY　LOW-PRICED　STOCK　FUND	2,938,904	2.20
第一生命保険株式会社	2,149,600	1.61
JP　MORGAN　CHASE　BANK　385781	1,936,014	1.45
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,674,900	1.25

（注）当社は自己株式4,589,405株を保有しておりますが、上位大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
なお、自己株式には、株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)信託口が保有する73,660株および役員向け株式交付信託が保有する218,800株を含めておりません。

５．当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

6．その他株式に関する重要な事項

(1) 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、2021年６月18日開催の第41回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、取締役の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、当事業年度末に信託口が所有する当該株式数は、218,800株であります。

(2) 自己株式の取得

当社は、2025年５月８日の取締役会決議に基づき、2025年５月9日から2025年９月11日までの取得期間において、自己株式の取得を実施しました。同期間中に取得した株式の総数は2,152,800株、取得価額の総額は6,999百万円です。

(3) 従業員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、2014年５月19日開催の取締役会の決議に基づき、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員を含むものとします。以下同様です。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ)」(以下、「Ｊ－ＥＳＯＰ」という。)を導入しております。なお、当事業年度末に信託口が所有する当該株式数は、73,660株であります。

今般、Ｊ－ＥＳＯＰに加えて、2026年４月1日より「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ－ＲＳ)」(以下、「Ｊ－ＥＳＯＰ－ＲＳ」という。)を導入することといたしました。

Ｊ－ＥＳＯＰ－ＲＳは、給付時期を一律在職時とし、給付する株式に退職までの間の譲渡制限を付すこととします。在職時から従業員自身が議決権を行使することおよび配当金を受領することにより、従業員が株主の皆様と同じ目線に立ち、中長期的な企業価値向上意識および経営参画意識をより一層高めることを目的としております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はございません。

2．当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅳ 会社の役員に関する事項

1．取締役および監査役の状況

（1）会社役員の状況

（2026年３月31日現在）

氏　名	地位および担当	重要な兼職の状況
石　川　英　治	代表取締役会長	筑波信用保証株式会社　代表取締役会長
青　木　裕　一	代表取締役社長 監査部担当	
山　口　　隆	専務取締役 コンプライアンス・リスク統括部、総務部、人事部、経理部、システム部担当	あけぼの債権回収株式会社　代表取締役社長
浅　田　慶　一	取締役 保証企画部、営業統括部、本支店担当	みのり信用保証株式会社　代表取締役社長 三重総合信用株式会社　代表取締役社長 四国総合信用株式会社　取締役
米　田　典　由	取締役業務統括部長 業務統括部、審査部、債権管理部担当	株式会社全国ビジネスパートナー　代表取締役社長
水　口　　耕	取締役経営企画部長 経営企画部担当	ちば興銀カードサービス株式会社　代表取締役社長
上　條　正　仁	取締役（社外取締役）	ミラバイオロジクス株式会社　社外監査役 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社　社外取締役
永　島　義　郎	取締役（社外取締役）	株式会社カナデン　社外取締役 あけぼの債権回収株式会社　監査役 筑波信用保証株式会社　監査役 株式会社ネットラーニングホールディングス　社外監査役
今　戸　智　恵	取締役（社外取締役）	三浦法律事務所　パートナー弁護士 株式会社カナデン　社外取締役
藤　野　　護	常勤監査役	
佐　藤　隆　文	監査役（社外監査役）	農林中央金庫　経営管理委員
古　本　結　子	監査役（社外監査役）	株式会社マイナビ　社外監査役 株式会社I-ne　社外取締役 株式会社UACJ　社外監査役
中　島　真　琴	監査役（社外監査役）	株式会社メディアドゥ　常勤社外監査役 株式会社セレコーポレーション　社外監査役 株式会社日本文芸社　監査役

（注）１．取締役　上條正仁氏、永島義郎氏、今戸智恵氏は社外取締役であります。
２．監査役　佐藤隆文氏、古本結子氏、中島真琴氏は社外監査役であります。
３．取締役　上條正仁氏、永島義郎氏、今戸智恵氏ならびに監査役　佐藤隆文氏、古本結子氏、中島真琴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
４．監査役　中島真琴氏は、大手監査法人のパブリック部門で様々な法人の会計監査業務や、上場企業の内部監査室長を務めるなど、財務および会計に関する高い見識を有しております。
５．2026年４月１日付で取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏　名	変更後	変更前
米　田　典　由	取締役 業務統括部、審査部、債権管理部担当	取締役業務統括部長 業務統括部、審査部、債権管理部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、業務執行取締役を除く取締役および監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定することができる旨を定めており、上條正仁、永島義郎、今戸智恵、佐藤隆文、古本結子、中島真琴の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社６社（株式会社全国ビジネスパートナー、あけぼの債権回収株式会社、みのり信用保証株式会社、筑波信用保証株式会社、ちば興銀カードサービス株式会社、三重総合信用株式会社）の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額会社が負担しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する訴訟費用および損害賠償金を填補することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(5) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2021年６月18日開催の取締役会において決議しております。また、2023年４月17日開催の取締役会において、報酬等の決定方針を一部改定しております。

当社の取締役の報酬等の決定方法は、取締役会が指名・報酬委員会に諮問のうえ、助言・提言を踏まえて決定し、その決定権限は取締役会が有しております。指名・報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役２名、社内取締役１名の合計３名で構成することで、取締役の報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。なお、監査役の報酬等は、監査役の協議によって決定しております。

②方針の内容の概要

当社の業務執行取締役に対する報酬等は、職責の大きさに応じた役位ごとの基本報酬と業績等によって変動する業績連動報酬等で構成し、業績連動報酬等は金銭で支給する業績連動賞与と株式により支給する業績連動型株式報酬により構成されております。

業務執行取締役が業績や株価の変動による利益意識を株主の皆様と共有し、企業価値増大に対する意識を強化するため、報酬等の一部として業績連動報酬等を含めております。

なお、業績連動型株式報酬につきましては、2021年６月18日開催の第41回定時株主総会で決議されております。

社外取締役および監査役の報酬等は、業務執行から独立した客観的な立場から業務執行の妥当性および適法性を判断し、監督機能および監査機能を適正に確保する観点から、基本報酬のみの体系としております。

③連動指標

当社は、事業の持続的発展のため、短期的には単年度の経常利益、中長期的には保証債務残高等の経営指標を重視しております。したがって、業績連動報酬等に係る指標は、短期インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動賞与については経常利益、中長期的インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動型株式報酬については保証債務残高等を連動指標としております。

④報酬等に占める業績連動報酬等の割合

当社の取締役および監査役に対する報酬等の構成割合は以下のとおりです。

役員区分	基本報酬	業績連動報酬等	
		賞与	株式
業務執行取締役	60%	20%	20%
社外取締役・監査役	100%	―	―

（注）業務執行取締役の報酬等の構成割合は、業績連動報酬等における業績指標計画値の達成状況が100%の場合の割合を示しております。

⑤報酬の限度額

取締役の報酬額は、2021年６月18日開催の第41回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）、また監査役の報酬額は年額240百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役は３名）、監査役の員数は４名（うち社外監査役は３名）であります。

また、これとは別枠で、業績連動型株式報酬につきましては、2021年６月18日開催の第41回定時株主総会で、２事業年度を対象として対象期間につき200百万円を上限（対象期間を延長する場合は、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限）とする株式取得資金を拠出し、１事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式１株。ただし、当社株式について、株式分割等が生じた場合には、１ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率等に応じて調整される）とすることが決議されており、当該株主総会決議に従い、2023年6月16日の取締役会決議により、対象期間につき3事業年度（2023年度から2025年度まで）の延長を決定しております。なお、2025年４月１日付の当社株式分割（当社普通株式を１株につき２株の割合をもって分割）に伴い、１ポイントは当社株式２株となっております。また、業績連動型株式報酬制度の対象となる取締役の員数は６名であります。

⑥業績連動賞与の算定方法

業績連動賞与の算定方法は以下のとおりです。

＜対象者＞

業務執行取締役　６名

＜個人別支給額＞

個人別支給額＝役位別賞与基準額（※１）×業績達成度別支給係数（※２）

※１　役位別賞与基準額

役位	人数	基準額	限度額
取締役会長	１名	15,000千円	18,000千円
取締役社長	１名	16,000千円	19,200千円
取締役副社長	０名	12,600千円	15,120千円
専務取締役	１名	10,000千円	12,000千円
常務取締役	０名	8,000千円	9,600千円
取締役	３名	6,400千円	7,680千円

（注）１．取締役副社長、常務取締役については、現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。
２．基準額および限度額は、各役位１名あたりの額となります。
３．事業年度中に役位が変更となった場合は、変更後の役位を適用いたします。
４．事業年度中に新たに取締役に就任した場合は、就任月の翌月を起算として月割で支給となります。
５．事業年度中に取締役を退任または解任等となった場合は、支給いたしません。

※２　業績達成度別支給係数

業績達成度	支給係数	業績達成度	支給係数
50%未満	0	95%以上105%未満	1.0
50%以上75%未満	0.5	105%以上120%未満	1.1
75%以上85%未満	0.8	120%以上	1.2
85%以上95%未満	0.9		

（注）１．業績達成度算出式：経常利益（実績値）÷経常利益（計画値）
２．2025年度の経常利益の計画値は中期経営計画の最終年度における計画値である48,500百万円であります。

＜総支給額＞

総支給額＝取締役ごとに算出された個人別支給額の合計

⑦業績連動型株式報酬について

当社は、業務執行取締役の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、業務執行取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度であり、中期経営計画の期間（以下、「対象期間」といいます。）を対象としております。対象期間に在任する当社取締役に対して、取締役会で定める株式交付規程に従い、役位および対象期間における業績指標計画値（保証債務残高等）の達成度等に応じ変動幅0%～120%の範囲で報酬額を決定し、ポイントが付与されます。1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式２株）となっております。

また、取締役がポイントの累積値に応じた当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

⑧業績連動報酬等にかかる評価指標の目標と実績

当事業年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

評価指標	計画値	実績値
経常利益	48,500百万円	46,554百万円
保証債務残高等	3,055,095百万円	5,273,404百万円

（注）保証債務残高等の計画値は、中期経営計画の最終年度（2025年度）における保証債務残高等の目標を達成するために必要な純増額を示しております。

⑨取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に応じて協議し、取締役会に助言・提言を行います。取締役会は、当該助言・提言の内容を確認したうえで、取締役の個人別の報酬等を決定しております。そのため、取締役会は、個人別の報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(6) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区　分	員数	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			金銭報酬等		非金銭報酬等
			基本報酬	業績連動報酬等	
				賞与	株式
取　締　役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	289 (27)	208 (27)	60 (-)	21 (-)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	45 (22)	45 (22)	- (-)	- (-)
合　　計 (うち社外役員)	13名 (6名)	334 (50)	253 (50)	60 (-)	21 (-)

(注) 1．取締役の報酬等限度額は、2021年６月18日開催の第41回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議されております。ただし、業績連動型株式報酬については、下記のとおり別枠として決議されております。

2．監査役の報酬等限度額は、2021年６月18日開催の第41回定時株主総会において、年額240百万円以内と決議されております。

3．業績連動型株式報酬は、2021年６月18日開催の第41回定時株主総会において、2事業年度を対象として対象期間につき200百万円を上限（対象期間を延長する場合は、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限）とする株式取得資金を拠出し、1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（１ポイントは当社株式１株。ただし、当社株式について、株式分割等が生じた場合には、１ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率等に応じて調整される）と決議されております。なお、2025年４月１日付の当社株式分割（当社普通株式を１株につき２株の割合をもって分割）に伴い、１ポイントは当社株式２株となっております。

4．当事業年度末日現在の人員は、取締役９名、監査役４名であります。

5．上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は６百万円です。

2．社外役員に関する事項

（1）社外役員の重要な兼職の状況等

氏　名	地位	重要な兼職の状況
上　條　正　仁	社外取締役	ミラバイオロジクス株式会社　社外監査役 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社　社外取締役
永　島　義　郎	社外取締役	株式会社カナデン　社外取締役 あけぼの債権回収株式会社　監査役 筑波信用保証株式会社　監査役 株式会社ネットラーニングホールディングス　社外監査役
今　戸　智　恵	社外取締役	三浦法律事務所　パートナー弁護士 株式会社カナデン　社外取締役
佐　藤　隆　文	社外監査役	農林中央金庫　経営管理委員
古　本　結　子	社外監査役	株式会社マイナビ　社外監査役 株式会社I-ne　社外取締役 株式会社UACJ　社外監査役
中　島　真　琴	社外監査役	株式会社メディアドゥ　常勤社外監査役 株式会社セレコーポレーション　社外監査役 株式会社日本文芸社　監査役

（注）1．あけぼの債権回収株式会社および筑波信用保証株式会社は当社の完全子会社であります。
2．その他兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

（2）社外役員とその他利害関係

当社は社外役員との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）は、各社外役員との間で親族関係、取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 社外役員の事業年度における主な活動状況

氏　名	地位	活動状況
上　條　正　仁	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、期待される役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の選任や報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
永　島　義　郎	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、期待される役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任や報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
今　戸　智　恵	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に法曹としての豊富な経験と専門的な見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、期待される役割を果たしております。
佐　藤　隆　文	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。大蔵省（現 財務省）・金融庁に長年従事され、金融庁長官等の要職を歴任するなど豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
古　本　結　子	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。大手企業でのコンプライアンス部門の要職を歴任するなど企業法務やコンプライアンスにおける豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
中　島　真　琴	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。大手監査法人のパブリック部門の会計監査業務や、上場企業の内部監査室長を歴任するなどコーポレート・ガバナンスおよびリスクマネジメント、会計に関する豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

3．社外役員の独立性に関するその他の情報

当社は、社外取締役の独立性判断基準について、「コーポレートガバナンス基本方針」において、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

Ⅴ 会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2．会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

（注）1．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況や報酬見積りの算出状況を確認および検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的かつ妥当な水準であると判断し同意しました。

2．会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度における監査業務の報酬の額として、これらの総額にて報酬等の記載を行っております。

3．非監査業務の内容

該当事項はございません。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5．責任限定契約

該当事項はございません。

6．補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

Ⅵ 会社の体制および方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年５月１日開催の取締役会において、会社法第362条第４項第６号および会社法施行規則第100条第１項および第３項に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2026年３月23日開催の取締役会にて一部改定いたしております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」に基づき、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。

②取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。

③取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。

④取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。

②取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

①取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの統括部署・責任者および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。

②取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。

③「危機管理規程」、「業務継続規程」に基づき、危機管理の徹底、業務中断の場合の早期業務運営回復により対外的信用維持に努めるなど、危機管理体制の充実・強化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、５事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

②取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、毎期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。

③各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取締役会に対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。

④月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。

⑤各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策や指導、支援を実施し、これらの結果について親会社へ報告するシステムを確立する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①取締役は、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。

②監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。

②監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。

(8) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

①取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。

②子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、速やかに報告する体制を整備する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。

(10) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

②監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。

(12) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制

①金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。

②財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ＩＴへの対応）の適切な整備および運用に努める。

③財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

①暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。

②取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する事項

①「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスプログラムを策定のうえ、定期的な社内研修、職階に応じた階層別の教育および定期テストを実施し、役職員への理解浸透と意識向上に努めております。

②コンプライアンス委員会を原則月１回開催し、コンプライアンスプログラムの推進状況を監視するとともに、コンプライアンスに関わる重要事項を審議決定のうえ、取締役会へ報告を行っております。

③「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口に加え、弁護士事務所など複数の社外通報窓口を設け、相談体制の強化を図っております。

(2) リスクに関する事項

①リスク管理委員会を原則月１回開催し、各種リスクの発生状況、管理状況およびリスク管理体制の整備状況についての検証に加え、統合リスク管理制度を活用した分析など様々な観点からリスク分析を行い、取締役会へ報告を行っております。

②自然災害等により事業の中断等の危機が発生した場合に、危機対策本部を設置することなどを定めた「危機管理規程」や、業務再開等のあり方などを定めた「業務継続規程」を整備することにより、危機に備えた体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行に関する事項

①取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」および関連細則等に基づいて適切な保存および管理を行い、常時、取締役および監査役が閲覧できる状態にあります。

②取締役会は、事業計画の進捗状況については四半期毎、予算計画との実績比較については毎月報告を受け、取締役の効率的な職務執行を監督しております。また、計画との乖離が生じている場合には、必要に応じて対応を協議しております。

(4) 監査役に関する事項

①監査役の監査を補助することを職務とする専任の監査役スタッフを１名任命しており、円滑な監査役の活動を支援しております。また、監査役スタッフの人事については、監査役との協議のうえで決定し、独立性を確保しております。

②常勤監査役は、監査役会で策定された監査方針・計画に基づき、取締役会および経営会議などの重要会議へ出席し、必要に応じて社内各部署に対するヒアリング、報告等を通じて経営全般および個別事案に関して取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役社長、会計監査人および監査部との間で、それぞれ月１回の会合を設け、意見交換を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**130,927**
現金及び預金	72,545
求償債権	19,880
有価証券	44,094
その他	4,313
貸倒引当金	△9,905
固定資産	**369,903**
有形固定資産	**496**
建物及び構築物	416
減価償却累計額	△228
機械装置及び運搬具	59
減価償却累計額	△42
工具、器具及び備品	985
減価償却累計額	△702
その他	8
無形固定資産	**2,446**
ソフトウエア	2,135
ソフトウエア仮勘定	290
その他	21
投資その他の資産	**366,959**
投資有価証券	309,145
長期貸付金	23,544
長期預金	28,000
退職給付に係る資産	84
繰延税金資産	5,022
その他	1,161
資産合計	**500,831**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**41,042**
前受収益	19,364
未払法人税等	7,934
債務保証損失引当金	9,181
その他の引当金	1,235
その他	3,326
固定負債	**214,640**
長期借入金	30,000
長期前受収益	183,985
その他の引当金	599
退職給付に係る負債	45
その他	8
負債合計	**255,682**
（純資産の部）	
株主資本	**242,823**
資本金	10,703
資本剰余金	637
利益剰余金	246,155
自己株式	△14,673
その他の包括利益累計額	**2,325**
その他有価証券評価差額金	2,198
退職給付に係る調整累計額	126
純資産合計	**245,148**
負債及び純資産合計	**500,831**

連結損益計算書（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
営業収益		**58,739**
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	5,983	
貸倒引当金繰入額	△433	
給料手当及び賞与	2,739	
その他	9,067	17,357
営業利益		**41,382**
営業外収益		
受取利息	4,731	
受取配当金	319	
持分法による投資利益	1,193	
その他	74	6,317
営業外費用		
支払利息	780	
投資事業組合運用損	310	
支払手数料	15	
その他	38	1,145
経常利益		**46,554**
特別利益		
投資有価証券売却益	27	27
税金等調整前当期純利益		**46,581**
法人税、住民税及び事業税	14,774	
法人税等調整額	△718	14,055
当期純利益		**32,526**
親会社株主に帰属する当期純利益		**32,526**

連結株主資本等変動計算書（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**10,703**	**637**	**233,963**	**△7,691**	**237,613**
当期変動額					
剰余金の配当			△20,334		△20,334
親会社株主に帰属する当期純利益			32,526		32,526
自己株式の取得				△7,000	△7,000
自己株式の処分				18	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**－**	**12,191**	**△6,981**	**5,209**
当期末残高	**10,703**	**637**	**246,155**	**△14,673**	**242,823**

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**1,014**	**51**	**1,065**	**238,678**
当期変動額				
剰余金の配当				△20,334
親会社株主に帰属する当期純利益				32,526
自己株式の取得				△7,000
自己株式の処分				18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,184	75	1,260	1,260
当期変動額合計	**1,184**	**75**	**1,260**	**6,469**
当期末残高	**2,198**	**126**	**2,325**	**245,148**

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	６社
連結子会社の名称	株式会社全国ビジネスパートナー あけぼの債権回収株式会社 みのり信用保証株式会社 筑波信用保証株式会社 ちば興銀カードサービス株式会社 三重総合信用株式会社

（連結の範囲の変更）

東北保証サービス株式会社は、2026年３月１日付で当社の連結子会社である筑波信用保証株式会社と合併したため、連結の範囲から除外しております。

非連結子会社の名称等

非連結子会社

全国保証イノベーション投資事業有限責任組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

（2）持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数	１社
持分法適用会社の名称	株式会社インテリックスホールディングス

（持分法の適用の範囲の変更）

株式会社インテリックスホールディングスは、当連結会計年度中に新たに株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社

全国保証イノベーション投資事業有限責任組合

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近の財務諸表を使用しております。

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
② その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法（1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法） なお、主な耐用年数は次の通りであります。 建物及び構築物　３～22年 機械装置及び運搬具　２～６年 工具、器具及び備品　２～20年
② 無形固定資産	定額法（自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法）

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

信用保証事業に係る収益の計上基準

債務保証の引受けに伴う収入保証料については、その対価として、保証委託者より、保証開始時に一括して、又は保証期間中の各月において保証料を収受しております。一括にて収受した保証料は前受収益として計上したうえで、保証期間中の各年度において、残債方式(保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法)により収益を計上しております。各月において収受する保証料については、保証債務の前月末残高等に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益を計上しております。

また、当社グループの債務保証の引受けにおいては、保証委託者は原則として団体信用生命保険に加入しております。保証委託者の死亡等による履行不能に際して当社グループは団体信用生命保険の保険金をもって金融機関へ代位弁済を行っており、当社グループは生命保険会社に対する団体信用生命保険の取次ぎを行っております。当該取次ぎに伴う収入保証料については、その対価として、金融機関より、保証期間中の各月において特約保証料を収受しております。保険は保険会社が提供するところ当社グループの履行義務は保険会社により保険が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているため、収入保証料は対価の純額で収益を計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用（投資その他の資産のその他）に計上し５年間で均等償却しております。

4．表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

5．会計上の見積りに関する注記

(1) 債務保証損失引当金及び見積りの内容

① 当連結会計年度計上額　　9,181百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その保証債務に係る債務者である保証委託者を次の通り「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の５区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を債務保証損失引当金として計上しております。

債務者区分	定義
正常先	返済状況が良好であり、収支状況及び財務内容等にも特段の問題がないと認められる先
要注意先	収支状況及び財務内容が不安定で今後延滞発生のおそれがある、もしくは既に延滞が発生している先。返済条件の緩和が行われている先
破綻懸念先	現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
実質破綻先	破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先や負債が過大で再建の見通しがなく、代位弁済の準備が行われている先
破綻先	実質破綻先と同様の状況にあり、代位弁済履行請求が行われている先

正常先及び要注意先に係る保証債務については、債務者区分毎に、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債務者区分毎の保証債務残高及び予想代位弁済率並びに予想回収率に基づき算出しますが、予想代位弁済率は、算定期間を１年間又は３年間とする過去５算定期間の実績代位弁済率の平均値を基に直近の状況を加味して算出し、予想回収率は、商品分類及び担保の状況の類する毎に、代位弁済額に対する累計回収額に基づき算出しております。

破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、保証委託者の支払能力を総合的に判断したうえで、過去の実績などに基づき必要と認める予想損失額を計上しております。また、実質破綻先及び破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

(b) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

債務保証損失引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債務保証に係る損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の代位弁済実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、保証委託者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、債務保証損失引当金を増額又は減額する可能性があります。

(2) 求償債権に対する貸倒引当金及び見積りの内容

① 当連結会計年度計上額　　9,875百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その債務者を次の通り「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」の３区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

債務者区分	定義
破綻先	破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先で、破綻懸念先及び実質破綻先に該当しないもの
実質破綻先	代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続してきているが、完済にはなお超長期を要する見込みであり、求償債権が全額回収不能となる可能性は相当程度高いと判断される先
破綻懸念先	代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続してきており、求償債権が全額回収不能となる可能性は低いと判断される先

破綻先及び実質破綻先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。また、破綻懸念先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

(b) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

貸倒引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債権の貸倒れによる損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

６．追加情報

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社及び一部の連結子会社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに一部の連結子会社の取締役及び従業員を含む。以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)」(以下、「Ｊ－ＥＳＯＰ」という。)を導入しております。また、2026年３月16日開催の取締役会決議に基づき、「Ｊ－ＥＳＯＰ」に加えて、2026年４月１日より従業員に対して退職までの間の譲渡制限を付した当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ－ＲＳ)」(以下、「Ｊ－ＥＳＯＰ－ＲＳ」という。)を導入する改定を行っております。

「Ｊ－ＥＳＯＰ」及び「Ｊ－ＥＳＯＰ－ＲＳ」は、予め当社及び一部の連結子会社が定めた株式給付規程及び譲渡制限付株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。なお、「Ｊ－ＥＳＯＰ－ＲＳ」は、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、「Ｊ－ＥＳＯＰ－ＲＳ」において、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

当社及び一部の連結子会社は、株式給付規程及び譲渡制限付株式給付規程に基づき、従業員等に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度98百万円、73,660株であります。

(注) 2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

(2) 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、取締役に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度による報酬の支給は、中期経営計画の期間の間に在任する取締役を対象とします（かかる期間を、以下、「対象期間」という。）。

かかるポイント付与は、対象期間の間に在任する当社取締役に対して、当社の取締役会が定める株式交付規程に従い、役位および中期経営計画における計画値の達成度等に応じて行われます。取締役は、原則としてその退任時に、かかるポイントの累積値に応じた当社株式の交付を受けます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度571百万円、218,800株であります。

(注) 2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

7．連結貸借対照表に関する注記

(1) 非連結子会社及び関連会社に対するものは次の通りであります。

投資有価証券(株式)	3,277百万円
投資有価証券(出資金)	2,456 〃

(2) 偶発債務

① 保証債務

保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

住宅ローン等に対する保証債務	18,976,836百万円
債務保証損失引当金	9,181 〃
差　引	18,967,655百万円

② 損失補填契約

対象となる劣後受益権残高等は次の通りであります。

住宅ローン債権を裏付けとする劣後受益権	56,700百万円
貸付債権を裏付けとする特定金銭信託(補償極度額)	2,000 〃

8．連結損益計算書に関する注記

持分法による投資利益

株式会社インテリックスホールディングスの株式を取得し、当社の持分法適用関連会社としたことに伴って発生した負ののれん相当額1,193百万円を持分法による投資利益に計上しております。

9．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,871,790	68,871,790	―	137,743,580

(注) 2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。発行済株式数の増加は、当該株式分割によるものであります。

（2）自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,371,379	3,524,326	13,840	4,881,865

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)が保有する当社株式がそれぞれ、43,750株、73,660株含まれております。また、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式がそれぞれ、109,400株、218,800株含まれております。

2. 変動事由の概要

株式分割による増加	1,371,379株
取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	2,152,800株
単元未満株式の買取りによる増加	147株
株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)の当社株式給付による減少	13,840株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日定時株主総会	普通株式	14,342	212.00	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年11月5日取締役会	普通株式	5,991	45.00	2025年9月30日	2025年12月8日

(注) 1. 2025年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J－ESOP)が保有する当社株式に対する配当金9百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金23百万円が含まれております。

2. 2025年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J－ESOP)が保有する当社株式に対する配当金3百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

3. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより2025年6月20日定時株主総会決議による1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。また、2025年11月5日取締役会決議による1株当たり配当額については、当該株式分割後の実際の配当金の額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月19日開催の定時株主総会の議案として、次の通り付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月19日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,986	75.00	2026年3月31日	2026年6月22日

(注) 2026年6月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J－ESOP)が保有する当社株式に対する配当金5百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて収受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に一括保証料として収受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金であります。また、金融負債は、長期借入金であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券、投資有価証券及び長期貸付金は、主に国債・公債・事業債・株式・投資信託及びコマーシャル・ペーパー等であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券等に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、経営計画に照らして必要な長期性資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社グループは、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に基づき、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社グループの経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券等についても、発行体の信用度が高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

(b) 市場リスクの管理

当社グループにおける市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクと定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価として収受する保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金等の時価ならびに長期借入金の支払金利の動向を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（(注2) を参照ください)。また、「現金及び預金」「有価証券（コマーシャル・ペーパー)」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 求償債権	19,880		
貸倒引当金（※１）	△9,875		
	10,004	10,004	－
(2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券			
国債・地方債等	10,167	10,098	△69
社債	267,073	251,353	△15,719
その他	2,000	1,867	△132
② その他有価証券			
株式	6,709	6,709	－
債券	952	952	－
その他	22,782	22,782	－
③ 関連会社株式（※２）	3,277	1,912	△1,364
(3) 長期貸付金（※３）	23,731	23,620	△111
(4) 長期預金	28,000	23,771	△4,228
資産計	374,697	353,071	△21,626
(1) 長期借入金	30,000	30,000	－
負債計	30,000	30,000	－

(※１) 求償債権に対する貸倒引当金を控除しております。

(※２) 関連会社株式は、持分法適用の上場関連会社株式であり、差額は当該株式の時価評価によるものです。

(※３) 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している１年内回収予定の長期貸付金を含めております。

（注1）有価証券に関する事項

保有目的毎の有価証券に関する注記事項は次の通りであります。

① 満期保有目的の債券における種類毎の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	6,093	6,165	72
	社債	983	1,193	210
	その他	－	－	－
	小計	7,076	7,359	283
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	4,074	3,932	△141
	社債	266,090	250,159	△15,930
	その他	2,000	1,867	△132
	小計	272,164	255,959	△16,205
合計		279,240	263,318	△15,921

② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は106百万円であり、売却益の合計額は27百万円であります。また、その他有価証券において、種類毎の取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	6,249	3,383	2,865
	債券	－	－	－
	その他	8,089	7,584	504
	小計	14,339	10,968	3,370
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	459	521	△61
	債券	952	1,000	△47
	その他	14,693	15,000	△306
	小計	16,104	16,521	△416
合計		30,444	27,489	2,954

（注2）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,553
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	2,747
合計	5,300

これらについては、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注3）保証債務その他の偶発債務については、市場価格がないため、時価の注記に含めておりません。当該金融商品の残高については、「7．連結貸借対照表に関する注記」をご参照ください。

（注4）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	72,545	－	－	－
(2) 求償債権（※）	－	－	－	－
(3) 有価証券及び投資有価証券				
①満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,620	5,810	1,900	1,000
社債	7,490	31,300	40,200	188,300
コマーシャル・ペーパー	35,000	－	－	－
その他	－	700	1,300	－
②その他有価証券				
債券	－	－	1,000	－
その他	－	－	－	2,592
(4) 長期貸付金	181	4,268	19,170	54
(5) 長期預金	－	10,000	－	18,000
合計	116,836	52,078	63,570	209,946

（※）求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

（注5）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	－	－	－	－	－	30,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,709	－	－	6,709
債券	－	952	－	952
その他	5,314	17,468	－	22,782
資産計	12,023	18,420	－	30,444

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
求償債権	－	－	10,004	10,004
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	10,098	－	－	10,098
社債	－	251,353	－	251,353
その他	－	1,867	－	1,867
関連会社株式	1,912	－	－	1,912
長期貸付金	－	23,620	－	23,620
長期預金	－	23,771	－	23,771
資産計	12,010	300,612	10,004	322,627
長期借入金	－	30,000	－	30,000
負債計	－	30,000	－	30,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられることから、当該価額をもって時価としており、レベル３の時価に分類しております。なお、貸倒見積高の算定方法については、「５．会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル１の時価に分類しております。債券及び信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっており、市場の活発性に基づき国債はレベル１、それ以外の債券及び信託受益権はレベル２の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、将来キャッシュ・フローと残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

11．収益認識に関する注記

債務保証契約は金融商品であるため、これに係る取引については「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しておりません。また、その他の取引で当該会計基準等を適用しているものについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,845円14銭
１株当たり当期純利益	243円70銭

（注1）潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）１株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	32,526百万円
普通株主に帰属しない金額	－ 〃
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	32,526 〃
普通株式の期中平均株式数	133,465,210株

（注3）株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)及び役員向け株式交付信託に残存する当社株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は299,639株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は292,460株であります。

（注4）2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 企業結合等に関する注記

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2025年２月28日付で行われた三重総合信用株式会社との企業結合及び東北保証サービス株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この、暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**115,417**
現金及び預金	60,413
求償債権	18,492
有価証券	43,794
その他	1,803
貸倒引当金	△9,086
固定資産	**368,566**
有形固定資産	**431**
建物	359
減価償却累計額	△193
車両運搬具	58
減価償却累計額	△42
工具、器具及び備品	862
減価償却累計額	△613
無形固定資産	**2,340**
ソフトウエア	2,047
ソフトウエア仮勘定	290
その他	3
投資その他の資産	**365,795**
投資有価証券	295,995
関係会社株式	13,054
長期貸付金	23,544
長期預金	28,000
繰延税金資産	4,085
その他	1,114
資産合計	**483,984**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**36,634**
前受収益	18,368
未払法人税等	7,733
債務保証損失引当金	7,197
その他の引当金	1,000
その他	2,335
固定負債	**206,437**
長期借入金	30,000
長期前受収益	175,750
その他の引当金	687
負債合計	**243,072**
（純資産の部）	
株主資本	**238,680**
資本金	**10,703**
資本剰余金	**637**
資本準備金	637
利益剰余金	**242,012**
利益準備金	2,055
その他利益剰余金	239,957
債務保証積立金	208,300
繰越利益剰余金	31,657
自己株式	**△14,673**
評価・換算差額等	**2,231**
その他有価証券評価差額金	2,231
純資産合計	**240,911**
負債及び純資産合計	**483,984**

損益計算書（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
営業収益		**55,855**
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	5,549	
貸倒引当金繰入額	△199	
給料手当及び賞与	2,253	
その他	8,014	15,618
営業利益		**40,237**
営業外収益		
受取利息	4,562	
受取配当金	1,340	
その他	75	5,978
営業外費用		
支払利息	780	
投資事業組合運用損	310	
支払手数料	15	
その他	38	1,145
経常利益		**45,071**
特別利益		
投資有価証券売却益	27	27
税引前当期純利益		**45,098**
法人税、住民税及び事業税	14,302	
法人税等調整額	△751	13,551
当期純利益		**31,546**

株主資本等変動計算書（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					債務保証積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,703	637	637	2,055	197,000	31,744	230,799	△7,691	234,449
当期変動額									
剰余金の配当						△20,334	△20,334		△20,334
債務保証積立金の積立					11,300	△11,300	–		–
当期純利益						31,546	31,546		31,546
自己株式の取得								△7,000	△7,000
自己株式の処分								18	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	–	–	–	–	11,300	△87	11,212	△6,981	4,230
当期末残高	10,703	637	637	2,055	208,300	31,657	242,012	△14,673	238,680

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,044	1,044	235,493
当期変動額			
剰余金の配当			△20,334
債務保証積立金の積立			–
当期純利益			31,546
自己株式の取得			△7,000
自己株式の処分			18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,187	1,187	1,187
当期変動額合計	1,187	1,187	5,418
当期末残高	2,231	2,231	240,911

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法（1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法） なお、主な耐用年数は次の通りであります。 建物　3～18年 車両運搬具　6年 工具、器具及び備品　2～20年
無形固定資産	定額法（自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法）

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

(4) 収益及び費用の計上基準

信用保証事業に係る収益	債務保証の引受けに伴う収入保証料については、その対価として、保証委託者より、保証開始時に一括して、又は保証期間中の各月において保証料を収受しております。一括にて収受した保証料は前受収益として計上したうえで、保証期間中の各年度において、残債方式（保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法）により収益を計上しております。各月において収受する保証料については、保証債務の前月末残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益を計上しております。 また、当社の債務保証の引受けにおいては、保証委託者は原則として団体信用生命保険に加入しております。保証委託者の死亡等による履行不能に際して当社は団体信用生命保険の保険金をもって金融機関へ代位弁済を行っており、当社は生命保険会社に対する団体信用生命保険の取次ぎを行っております。当該取次ぎに伴う収入保証料については、その対価として、金融機関より、保証期間中の各月において特約保証料を収受しております。保険は保険会社が提供するところ当社の履行義務は保険会社により保険が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているため、収入保証料は対価の純額で収益を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理	資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用（投資その他の資産のその他）に計上し５年間で均等償却しております。

２．表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しております。

3．会計上の見積りに関する注記

(1) 債務保証損失引当金及び見積りの内容

① 当事業年度計上額　　7,197百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表5．会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

(2) 求償債権に対する貸倒引当金及び見積りの内容

① 当事業年度計上額　　9,086百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表5．会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

4．追加情報

連結計算書類「連結注記表６．追加情報」に記載した内容と同一であります。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 偶発債務

① 保証債務

保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

住宅ローン等に対する保証債務	17,917,303百万円
債務保証損失引当金	7,197　〃
差　引	17,910,105百万円

上記のほか、子会社の住宅ローン等に対する保証債務について、包括的に保証する契約を締結しております。保証債務残高は次の通りであります。

みのり信用保証株式会社	194百万円

② 損失補填契約

対象となる劣後受益権残高等は次の通りであります。

住宅ローン債権を裏付けとする劣後受益権	56,700百万円
貸付債権を裏付けとする特定金銭信託(補償極度額)	2,000　〃

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次の通りであります。

短期金銭債権	27百万円
短期金銭債務	53　〃

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

営業取引（支出分）	685百万円
営業取引以外の取引（収入分）	1,026 〃

7．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式　4,881,865株

(注) 2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,692百万円
無形固定資産	226 〃
投資有価証券評価損	10 〃
関係会社株式評価損	58 〃
投資事業組合運用損	51 〃
未払事業税	382 〃
債務保証損失引当金	2,268 〃
その他の引当金	531 〃
その他	103 〃
繰延税金資産　小計	5,326百万円
評価性引当額	△470 〃
繰延税金資産　合計	4,855百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△770百万円
繰延税金負債　合計	△770百万円
繰延税金資産の純額	4,085百万円

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	みのり信用保証株式会社	(所有)直接 100.0	債務の保証役員の兼任	包括債務保証契約	194	―	―

(注)　住宅ローン等に対する保証債務について、包括的に保証する契約を締結しております。

10. 収益認識に関する注記

連結計算書類「連結注記表11. 収益認識に関する注記」に記載した内容と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,813円25銭
1株当たり当期純利益	236円37銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	31,546百万円
普通株主に帰属しない金額	― 〃
普通株式に係る当期純利益	31,546 〃
普通株式の期中平均株式数	133,465,210株

(注3) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J－ESOP)及び役員向け株式交付信託に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は299,639株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、292,460株であります。

(注4) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

全国保証株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　井　雅　也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　田　大　輔

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　本　華　奈

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、全国保証株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全国保証株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

全国保証株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　井　雅　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　田　大　輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　本　華　奈

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、全国保証株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

2026年5月15日

全国保証株式会社　監査役会

常勤監査役	藤野　護　㊞
社外監査役	佐藤　隆文　㊞
社外監査役	古本　結子　㊞
社外監査役	中島　真琴　㊞

以　上

株主総会会場 ご案内図

会 場：**JPタワー ホール＆カンファレンス**
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　JPタワー４階

交 通：ＪＲをご利用の場合　**ＪＲ東京駅** 丸の内南口 徒歩１分
丸の内地下南口 地下道直結

地下鉄をご利用の場合　東京メトロ 丸ノ内線 **東　京　駅** 地下道直結
東京メトロ 千代田線 **二重橋前駅** 徒歩２分
都営地下鉄 三 田 線 **大 手 町 駅** 徒歩４分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
商業施設『KITTE』内にあるエレベーターもしくはエスカレーターで４階までお越しください。



全国保証株式会社

〒100-0004　東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大成大手町ビル24階
TEL：03-3270-2300（代表）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK